

平成28年度第2回東京都税制調査会
議事録

日 時 平成28年10月20日(木)

場 所 都庁第二本庁舎 31階南側27会議室

平成28年度第2回東京都税制調査会

平成28年10月20日(木) 9:30~11:00

都庁第二本庁舎

31階南側27会議室

【税制調査課長】 本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
開催に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元の一番左側ですが、上から順に本日の次第、座席表でございます。

その右側ですが、上から資料1「平成28年度東京都税制調査会答申(案)の概要」。

資料2「平成28年度東京都税制調査会答申(案)」でございます。

一番右側ですが、上から諮問文、本年度の検討事項、小委員会の開催経過、当調査会と小委員会の委員名簿、当調査会の設置要綱と運営要領でございます。揃っておりますでしょうか。

本日、御発言の際は、目の前のマイクの下ボタンを押していただきまして、赤いランプが点灯してから御発言をしていただければと思います。

よろしければ会議を始めさせていただきます。進行につきましては〇〇会長にお願いいたします。

【〇〇会長】 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから平成28年度第2回「東京都税制調査会総会」を開催いたします。

今年度は、3年間で1期とする東京都税制調査会の2年目に当たるわけでございます。本年5月に第1回の調査会総会を開催しまして、知事からの諮問事項のとおり、今年度は直面する税制上の諸課題に関する事、それから、地方自治の確立に向けた税財政制度等に関する事について議論を行ってまいりました。その後、小委員会におきまして検討を重ねて、その結果をお手元の答申(案)として取りまとめております。

本日はお手元の答申(案)について御審議いただきます。皆様の意見を踏まえて、この案文について修正を行った上で、次回、第3回の調査会総会で御承認をいただければと思っております。

それでは、審議に入ります前に、事務局を代表して主税局長に一言御挨拶をお願いします。

【主税局長】 主税局長の〇〇でございます。

本日、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日ごろより本調査会の運営に格別の御協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

第2回東京都税制調査会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

御案内のように、当調査会は平成12年の発足以来、地方分権の時代にふさわしい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方を検討し、都の立場からだけではなく、地方全体の立場からの提言を行ってきていただいております。そうした設立理念が今日に至るまでしっかりと根づいておりまして、本日お示ししております答申(案)におきましても、昨今の税制改正動向を踏まえるだけでなく、幅広く、中長期的な視点から地方自治体の自主的・自立的な行財政運営のために必要な地方税財源の拡充と、安定的な地方税体系の構築といった骨太の提言が底流に流れているものと存じます。

この答申(案)の作成に至るに当たりましては、〇〇会長や〇〇小委員長を初め、小委員会の委員の皆様にも本日に多くの時間を割いて御議論をいただいていたものでございまして、心から御礼を申し上げる次第です。

そして、本日御出席をいただいております全ての委員の皆様におかれましては、今年度の答申の取りまとめに向けまして、よろしく御審議いただきますよう改めてお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【〇〇会長】 それでは、これより議事に入ります。

まず、〇〇小委員長から、東京都税制調査会小委員会の開催経過について御説明をお願いいたします。

【〇〇小委員長】 本日、御審議いただきます答申（案）は、皆様のお手元の右手、上から3枚目に「平成28年度東京都税制調査会小委員会の開催経過」と題する資料がございます。ここに記載されておりますとおり、今年度、5月から9月にかけて小委員会を5回開催いたしました。

第1回は環境税制、車体課税、税への理解を深める取組について、第2回は法人課税、地方消費税、そして第3回の個人所得課税、地方税体系のあり方、そして都の重要施策を支える税制の役割。各テーマにおきまして議論を重ねて、その内容をもとに答申（案）を作成したものでございます。よろしくをお願いいたします。

【〇〇会長】 ありがとうございます。

引き続き、事務局から答申（案）の詳細について説明をお願いします。

【税制調査担当部長】 それでは、私から答申（案）について御説明をさせていただきます。

お手元の資料1「平成28年度東京都税制調査会答申（案）の概要」をごらんください。

今年度は3部構成となっております。第1部は「税制改革の視点」として、税制改革に関する当調査会の考え方を記載してございます。第2部では「税制改革の方向性」として、地方全体の立場から分野ごとに課題を整理した上で改革の方向性を示してございます。第3部では「東京における税をめぐる諸課題」といたしまして、都の財政需要や税に対する理解の促進などについて記載しております。

まず第1部「税制改革の視点」でございます。

次世代を含めた国民が安心して希望を持って暮らせる社会経済システムの構築に向け、将来を見据えた中長期的な視点から税制改革が必要としています。

「1 地方自治を支える分権改革」では、地方自治とは、地方自治体が住民の意思を尊重し、自らの財源と責任に基づき、自主的・自立的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものであること。総体としての地方税財源の拡充が必要としてございます。

「2 財政の持続可能性の確保」では、歳出全般にわたる効率化を進めるとともに、税負担のあり方について国民的な議論を進めるなど、歳入面からの見直しが必要としています。

「3 時代の変化に対応した税制の実現」では、少子高齢化、人口減少社会に対応した税制の実現に向け、税と社会保険料、それぞれの負担構造を検討し、それらを合わせた負担のあり方や世代間における負担の公平性について総合的に検討すべきといたしまして、支援を必要とする者に配慮した税制の実現に向け、歳出面の充実と併せ、税制においても所得再分配機能を適切に発揮する必要があるとしています。また、環境に配慮した税制の実現に向け、税制の1つの基軸に「環境」を据え、現在の世代だけでなく将来世代の利益をも考慮するとしています。

「4 税に対する理解を深める取組の重要性」では、納税による社会参加の意義や受益と負担に対する理解を深めることで「自分たちがこのまちを支えている」という意識を醸成するとともに、住民が共感できる取組が必要としています。

「5 活力ある社会経済の実現」では、社会経済の活力の原動力は人材であり、全ての人々が自らの意思でチャレンジできる社会を目指し、多様な人材を活かす社会の構築に向けた施策を推進すべき。行政サービスの充実とともに税制を効果的に活用することで、社会経済の活力向上に税制が寄与していくことが可能としてございます。

次に、第2部の「税制改革の方向性」でございます。

「1 地方税体系のあり方」でございます。地方自治体の役割の大きさを踏まえれば、自主財源の充実強化が不可欠。特に地方税の充実を図ることにより自主性・自立性を高めていくべきとしています。住民に不可欠なサ

ービスを継続的に提供するためには、地域間の偏在が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが重要としています。課税自主権の活用により自主財源を拡充し、自らの財源と責任に基づき、自立的な行財政運営を行うことができるよう努めるべきとしています。所得循環の生産、分配、支出という3つの課税ポイントでバランスよく課税。所得課税、消費課税、資産課税を適切に組み合わせ、全体として均衡のとれた税体系を構築する必要があるとしてございます。

「2 地方消費税」でございます。地方消費税は、世代間の負担の公平を確保でき、地域間の偏在が小さく、税収が安定的で、地方自治体の運営を支える自主財源としてふさわしい税の1つとしてございます。消費税10%引上げまでの間、地方自治体は社会保障をはじめとする施策の財源を十分に確保できないおそれがあり、国は必要な財政措置を確実に講ずべきであるとしてございます。軽減税率は、高所得者もその恩恵を受けるため、所得再分配効果が小さい。低所得者の税負担軽減策としては、給付付き税額控除の導入も1つの選択肢であるとしてございます。地方消費税の清算基準は、税収を最終消費地に帰属するための指標であり、都道府県間の財政調整に用いるべきではないとしてございます。地方自治体が行政サービスを十分かつ継続的に提供できるよう、安定的な自主財源として地方消費税を一段と充実していくよう、国へ強く求めていく必要があるとしてございます。

「3 地方法人課税」です。地方自治体が行う福祉、教育、社会資本整備などの行政サービスは、法人の事業活動を支えており、法人には応分の負担を求めることが必要であること。廃止が決定された法人事業税の暫定措置により、都では平成28年度までの累計で約1.5兆円もの損失を生じさせた。外形標準課税は、法人の事業活動の規模に応じた薄く広い課税により公平性を確保するもの。付加価値割等の外形基準は、税収の安定化に寄与しているとしてございます。分割基準の見直しに当たり、これを財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と法人の事業活動との対応関係を歪め、基準そのものの信頼を失わせることになるため、断じて許されないとしてございます。法人住民税法人税割の国税化により、都のみならず、特別区や市町村も多くの自主財源を失っている。法人住民税に復元し、総体としての地方税財源を拡充する方向がとられるべきであるとしてございます。企業版「ふるさと納税」は、受益に対する負担という地方税の原則に反する。税制の本質を歪める場当たりの措置であり、抜本的に見直すべきであるとしてございます。

「4 個人所得課税」でございます。個人住民税は都道府県、区市町村の重要な基幹税の1つであり、地域社会の費用を住民が広く負担する税として、今後も重要な役割を担っていくべきであるとしていたしまして、所得格差の拡大を放置すれば、社会経済の活力を維持することは著しく困難。特に低所得の若年層や子育て世帯などの現役世代に対する支援の必要性が高いとしてございます。税負担のみならず、社会保険料負担も一体として捉えた上で、持続可能な社会の発展に資する個人所得課税の抜本改革がなされることが望まれるとしてございます。今後の個人所得課税のあり方として「公平な制度の構築」「公平な負担の実現」という視点が不可欠であり、納税者間の負担の公平感を高める方向での改革が必要としてございます。高所得者ほど控除額が大きくなる現行の所得控除を再編するとともに、税額控除を積極的に導入するべき。給付付き税額控除の導入の是非についても検討を行っていくべきとしております。

「5 車体課税等の自動車関連税」です。自動車の走行は様々な行政需要をもたらす、自動車が社会に与える負担は広範かつ多大。その対価として相応の負担を求めることに十分な合理性があるとしていたしまして、車体課税は持続可能な社会を実現するため、環境重視の考え方を税制に組み込み、より積極的に環境関連税制として位置付けることが極めて効果的であるとしてございます。また、欧州諸国と同様に、課税標準をCO₂排出量ベースに切りかえた課税へと変革していくことが考えられる。環境重視の考え方の定着を図るためには、保有段階における環境性能割の導入を積極的に検討することが望ましいとしてございます。エコカー減税等の措置が低燃費・低公害車の普及に寄与する反面、大幅な減収が生じ、地方自治体は今後、自動車関連税を充実確保することが重

要な課題である。燃料課税は、化石燃料の消費が地球温暖化に与える影響等を考慮し、本則税率を上回る現行税率を当面は維持すべきとしてございます。

「6 環境税制」です。環境重視の考え方を税制の中に組み込み、税制のグリーン化を推進していくことが不可欠であり、我が国の環境関連税収の対GDP比は1.6%と低い水準にとどまり、CO₂排出抑制の観点から、この比率を高めていくことが適当であるとしております。我が国の温室効果ガスの排出量の9割超を占めるCO₂排出削減対策の強化が不可欠であり、地球温暖化対策のための税は諸外国と比べて税率水準が著しく低く、排出抑制のインセンティブはあまり機能していないとしてございます。化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税負担を求めていく必要。現実的な課税方法は、地球温暖化対策のための税の更なる税率の上乗せが妥当であるとしてございます。税率上乗せを行う場合には、地方自治体の役割に見合った財源確保のあり方を検討する必要がある。用途は地方自治体の裁量に委ねることも検討すべきとしてございます。温室効果ガスの削減目標を達成するためには、森林吸収源対策が不可欠である。全国的な森林環境税導入の際は、既に多くの地方自治体を実施している住民税への超過課税との関係に配慮し、地方自治体の意見を踏まえて調整するべきとしてございます。

第3部「東京における税をめぐる諸課題」でございます。

「1 東京における財政需要」です。首都機能をも担う東京には、約1,300万人の都民生活、他県からの昼間流入者、外国人への対応等、大都市特有の膨大な財政需要が存在するといったしまして、こうした財政需要が存するにもかかわらず、近年の地方税制改正の動向は、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論が置き去りに。総体としての地方税財源を拡充する方法がとられるべきとしてございます。

「2 税に対する理解の促進」です。子供から社会人に至るまで、段階に応じて継続的に租税教育や税情報の提供に取り組むことが重要といたしまして、租税に対する関心や理解の深まりは、主権者意識の醸成につながるものとしてございます。税情報の提供は、税の用途を「見える化」するとともに、都民の視点に立った情報提供を行うことで「納得して納めていただく」ことに主眼を置いた取組を推進するべきとしてございます。租税教育は、納税についての理解と共感の醸成に焦点を当てるべき。特に社会に出る一歩手前の高校生や大学生の充実が重要としてございます。

「3 都の重要施策を支える税制の役割」です。都が直面する山積している政策課題の解決に向けては、規制や補助金等を補うものとして税制を活用することも有効な方策の1つといたしまして、特定の政策目的を実現するために税制を活用する場合には、施策の必要性に加え、合理性・有効性・相当性の観点等から慎重に検討する必要があります。導入後の影響や効果を継続的に検証することも必要としてございます。

答申案の説明は以上でございます。

【〇〇会長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思いますが、まず〇〇小委員長から何か補足することがあればお願いします。

【〇〇小委員長】 一言だけ補足をさせていただきたいと思います。

今年度は新しい体制になりまして2年目ということで、昨年度は〇〇委員に小委員長代行を務めていただいて、初年度の答申(案)をまとめていただいて、今年は2年目ということになりますけれども、熱心に小委員会メンバーには御参画いただき、議論を重ねてきたところでございます。本年度も毎年度答申を出していくという方針に則りまして、このような形で案の取りまとめを行わせていただきました。

都税調は自治体としては唯一の税制調査会として、日本の地方税制全体を見渡したあるべき姿を提言すると同時に、東京都民にとって望ましい税制とは何かという観点を意識して議論をしてまいりました。後者については、この案の中でとりわけ東京における税をめぐる諸課題として、まとまった記述をさせていただいているところでございます。

特に今年度の特徴は環境です。これは「II 税制改革の方向性」の中の「5 車体課税等の自動車関連税」「6

環境税制」で取り扱っているところは事実上、かなり環境にかかわった内容となっております。そして、新しいところとしては租税教育です。これから全体的に少子高齢化の中で、そして税収も落ち込む中でしっかり、とはいえ財政需要が非常に大きくなっていく中で、都民の方々に税とは何かということをしっかり理解をしていただいた上で、納得していただいた上で税を納めていただくことから、税の理解を進めていくことは非常に重要だという観点から、租税教育にも力を入れて記述しております。

ざっと一言、こういう形で今年度の答申（案）の特徴をお話させていただきました。

【〇〇会長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。事務局からの説明にありましたとおり、この答申（案）は3部構成になっております。第1部が「税制改革の視点」、第2部が「税制改革の方向性」、第3部は「東京における税をめぐる諸課題」となっております。ただ、相互に関連する内容もございますので、一括して御審議いただきたいと存じます。どこからでも構いませんので、御質問、御意見のある方は御発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〇〇特別委員、どうぞ。

【〇〇特別委員】 2、3、要望並びに意見を述べさせていただきたいと思っております。

1点目は冊子版の34ページで、企業版「ふるさと納税」の問題点ということで記述をしていただいておりますけれども、このふるさと納税については、かねてから税の受益と負担の原則に反するのではないかということで意見を述べさせていただいて、今回、個人版、企業版についても記載をしていただいていることは大変うれしく思っておりますが、企業版のほうについては抜本的に見直すべきであるという形で、かなり踏み込んだ表現をしていただいているものの、個人版に関しては受益と負担の関係を歪める制度であるという、問題点の認識を示したというだけで、都税調としてどういうふうにするべきかというところまではなかなか踏み込んでいただけない。この部分についても、私的にはぜひ今、拡大傾向にある中で、それぞれの地方自治体の子育てにしても福祉にしても高齢者の問題にしても需要が高まっている中で、地域の施策に充当していくための財源をしっかりと確保していく観点からも、個人版のところについてももう少し踏み込んだ記載をしていただきたいなというのが1点、御要望でございます。

2点目は意見なのでございますけれども、車体課税の部分で今後、環境性能にシフトという、従来の排気量などから燃費性能等々にシフトをしていくべきだということで、それ自体については異論はないのですけれども、ただ、環境負荷という観点から言うと、車体を保有しているだけでは環境に負荷はかけていないのです。車を走行させることによって環境に負荷があるわけであって、これはどちらかという燃料課税のほうをより重点を置いたほうが、その環境に対する負荷をかけているものに対して一定の負担をしていただくという意味では有効なのではないか。これはいくら燃費の悪い車を所有していても、車を動かさない限り、別に環境に負荷をかけるわけではなく、燃費がいい車でも例えば悪い車の1.0倍、車を利用していれば、その分、環境に負荷をかけるわけですから、燃料課税のほうによりシフトをしていったほうがいいのではないかというのが意見です。

3点目は、租税教育についていろいろと書いていただいているわけなのですが、日本において納税意識が欠けてしまう最大の理由は、記載がございまして、源泉徴収制度並びに地方税においては特別徴収、資産税については賦課課税になっているということが、自分で税率を考えない、納税をしない、誰かが納税の手続を肩代わりしてくれるということが社会人になって、会社勤めをすればするほどどんどん薄れていくということで、こういった部分についても抜本的に納税方法をどうするのかということにもかかわってしまうと思うのですけれども、そのあたりについてもより踏み込んだ検討を、租税教育に関してどういう教育が有効なのかということをぜひ御検討をいただきたいなという意見でございます。

以上です。

【〇〇会長】 〇〇委員、どうぞ。関連してお願いします。

【〇〇委員】 ただいまの〇〇先生の御意見の一番初めのふるさと納税について、特別区長会会長として23区の税務担当課長の意見で、今日はぜひ申し上げてきてほしいということを預かってまいりましたので、簡潔に申し上げますと、ふるさと納税の影響額は23区全体で129億円の減収になります。これをぜひ一言申し上げておきたい。ふるさと納税は返礼品が過熱する中で拡大し、本来の趣旨から逸脱しています。ふるさと納税の影響により23区は税収が129億円のマイナスとなり大きな影響を受ける。こういうことを申し上げさせていたいただきたいと思います。

それから、私も若いころ都議会議員を結構長くやっております、そのころ水源涵養林に対して群馬県等に水道料金、下水道料金の中からそういう関係費用が上乘せされていたと思うのですが、それは今も続いていると理解をしておりますが、これと環境税の関係についての整理をきちんと水源涵養林をまた東京の水を供給していただいて、隣の〇〇委員のところが入り口で我々も大変お世話になっているわけですが、これに反対するわけではないのですが、都民に二重の負担を水道料金、下水道料金の中で上乘せをされているにもかかわらず、追加して環境税を簡単に入れることがいいのか。これは考えなければいけないところではないかと考えていたします。

いずれにしても、ふるさと納税について個人版のところでございますが、取り上げていただきましたことは御礼を申し上げたいと思います。

以上です。

【〇〇会長】 ありがとうございます。

この点につきまして、今、ふるさと納税に関する御指摘、それから、車体課税、水源環境税、租税教育の指摘がございました。この4点について何か御意見がございましたら。

それでは、ふるさと納税につきましては私から少し申し上げます。

今回、確かにいろいろな議論があるわけですが、こういう調査会あるいは審議会の答申で、ふるさと納税、特に個人版につきまして言及することは初めてではないかと私は思うのです。実際にいろいろなふるさと納税ビジネスと申しますか、そういったものも流行しております、何のためにこういう制度をつくらせているのかよくわからなくなっているところもございます。しかし、もともとつくられたときから、ここに書いたとおり受益と負担の関係を歪めるものであるという問題はあるわけです。ただし、それをはっきりと言うこと自体が実は今回、意義のあることではないかと私は考えております。ただ、その後どうするかということについてここに書いていないというのはそのとおりですが、その点についてはどこまで書けるのかについて次回といいますか、次年度が今期の最終答申となりますので、そこで考えさせていただきたいと思います。

今、〇〇委員からお話がありましたとおり、今回の答申（案）の参考資料にも資料を載せております。参考資料の12ページの下半分のところ、ふるさと納税でどのぐらいの規模の控除が行われているのか。それから、どのぐらいの受け入れがあるのかということが全国の金額と、東京都については東京都と市区町村を含めての金額を掲げております。

受入額、要するにふるさと納税を寄附という形でもらった額については一番下の表です。平成27年度、全国が1,650億円。そのうち東京が12億円で0.8%。それが今度は控除という形になりますので、それが平成28年度に出てきますが、それが上の段に来まして全国は998億円、そのうち東京都は261億円で26.2%ということで、大きな控除をしている。今、〇〇委員が言われたとおりの数字が反映された統計になってきております。こういうことももちろん背景にあるわけでございます。そういった東京都もしくは東京都内の市区町村のマイナスという面もございまして、〇〇特別委員が言われたとおりの受益と負担の問題、両方の面があるものと考えておりますので、そういうことを考えてこれからも議論をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

車体課税と水源環境税の問題については、小委員長から何かございますでしょうか。

【〇〇小委員長】 〇〇特別委員から御議論をいただきました燃料課税を重視すべきだという点、全く私もそのとおりかと思えます。走行に応じてしっかり課税をしていくことが一番CO₂の排出との関係では重要なのではないかということは、多くの議論もそのような方向でなされておりますし、その点は全くそのとおりかと思えます。

他方で車体課税のほうも議論を特にさせていただきました背景を少し追加説明させていただきますと、道路特定財源がかつてあったわけですが、それが一般財源に展開したことによって、車体課税自体に対して撤廃すべきであるとか、減税すべきであるというような批判が強くなってきております。

その中で車体課税というものを自治体としてはしっかり税源として維持したいという中で、道路との特定の関係がなくなったときに、改めてなぜ車体課税をしっかりとやっていくべきかという根拠論を税制調査会としてはしっかり議論していきたいという思いがございまして、これからの時代に環境というもの非常に重要な車体課税の根拠になっていくのではないかとこのように議論をさせていただいたところなのです。

ですので、もちろん走行との関係が最もCO₂の排出という点では貢献が大きいのですけれども、同時に同じ車を保有するならば、同じ距離を走るならばCO₂の排出量の少ない車に誘導したい。またそれも車体課税のようなグリーン化措置が入っておりますけれども、それが産業界の燃費を引き上げていく大きなインセンティブになってきたこともありまして、財源確保等なかなか悩ましいテーマはあるのですけれども、そういうインセンティブを与えてきたという側面もあり、車体課税の環境税化という点は、これから納税者の方々に納得していただく点で重要なことではないかということから、このような議論をしてみました。

1点だけ補足の説明をさせていただきました。

あとは水源税ですね。水源税関係に関しては〇〇委員の御指摘のとおり、事務局のほうで事実関係をしっかり精査する必要があるかと思えます。一方でまさに〇〇委員御指摘のとおりで、国のほうで最近かつての水源税の復活ではないですけれども、森林の涵養を目的として課税の具体案というのは出てきていないのですが、例えば全国的に各都道府県で水源税や森林環境税的なものが入っておりますが、それとは異なる全国版としての森林のための課税という案が出てきております。それに対して〇〇委員の御指摘としては、いわば都民に対する同じ目的での二重課税にならないかどうか。そのあたりをしっかりと議論するべきだ。御指摘は我々としても受けとめて、議論に反映させていただきたいと思えます。この点はそのようになっていけば、それはそれで重視すべき重要な論点だと思いますので、事実関係の精査とともに考えさせていただければと思います。ありがとうございました。

【〇〇会長】 もう一点、租税教育に関しての御発言がございました。これにつきましていわゆる社会人向けの租税教育が重要ではないかという御指摘かと思えます。

これについては答申案の74ページで触れておりまして、確かに源泉徴収、年末調整を基本とする給与所得者について、納税者としての自覚を持ちにくい状況であるという、先ほどおっしゃられたとおりのことがここに書いてありますが、ではどうするのかということが次の課題になって、それは実際に主税局でもいろいろ模索している段階かと思えます。現段階ではこの程度といたしますか、こういう形の記載になっておりますけれども、いろいろな工夫ができないかというアイデアを恐らく事務局としても考えていると思えます。そういうものを素材として議論を深める。今後も深めていければと考えております。

よろしいですか。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 租税教育に関しまして、税理士会ではなかなか高校、大学は授業の関係で入りにくいのですけれども、本当にこれから社会人になる一歩手前の専門学校を多くやりたいねというのが今、方向性でもあるのです。なかなか実際にこなしはけないのですけれども、まして専門学校が比較的都市部に集中しています。今、

小中学校をこなすので精いっぱいなところもありますが、これからは専門学校に力を入れていきたいという取組を、税理士会ではしたいという意向ではあります。幾つか実際にはやっております。ですからそこを東京都も一緒に専門学校にいけるよう御協力をいただけたらと思っております。

【〇〇会長】 ありがとうございます。

その点についてもまた検討を深める際に議論させていただきたいと思います。

以上の点につきましてはよろしいでしょうか。〇〇特別委員、どうぞ。

【〇〇特別委員】 しつこくて申しわけございませんが、1点だけ、今後検討していただくときの視点として御議論をしていただけないかということなのですが、先ほどの車体課税の面で、保有自体に対しては環境に負荷をかけているわけではない。燃料課税を強化したほうがいいのではないかと考えている中で、私も実際に数字を持っているわけではないので何とも言えないのですけれども、先ほど今の税制の中での環境税的な問題として車体課税を位置づけていく。その理屈は一応わかるのです。

ただ、1つには車を買いかえるということは、その買いかえられた車というのは一般的には中古車市場等で流通をするとは思うのですけれども、最終的には新しい車に買いかえていくということは、古い車を破棄する。その破棄にかかわる環境負荷ということも当然あると思うのです。買いかえを促進すればするほど。ですからその部分についてももったいないではないのですけれども、車を長く使うことによって逆に環境に、CO₂を使用によって排出をするという段階ではなくて、社会全体にとっては処理という段階まで入れると、どちらのほうが環境に負荷を与えないのかという視点も一度、御検討をいただきたい。これはお願いでございます。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。その点は確かに欠けておりました。特に古い車、10年超の車齢の車について重課するというのは、10年というところで廃棄してしまう、廃車になってしまうというインセンティブが確かに働きますので、ある種、買いかえ促進的な要素があったことは御指摘のとおりでございます。それに伴う環境負荷をどう考えるのかという点を論点として考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【〇〇会長】 それでは、そのほかに御意見、御質問がございましたら。

では〇〇特別委員、どうぞ。

【〇〇特別委員】 答申(案)を読ませていただきまして、幾つか意見を述べさせていただきたいと思います。

答申(案)で積極的に支持できることの1つは、地方法人税の問題です。答申(案)が地方法人税の創設及び拡大が、都道府県及び市町村の基幹税である事実を無視していること。それから、その基幹税を国税化することに合理性がないということを指摘して、地方法人税を地方税であります法人住民税に復元するとともに、総体としての地方財源を拡充する方向がとられるべきであると主張していることは重要であると思っておりますし、支持できることです。

同時に、3部の1番で東京における財政需要として答申(案)が、今後の東京都の財政需要は福祉関連の財政需要が大きくなること、それから、社会資本ストックの維持更新と災害に強い都市づくりのための財政需要が大きくなることを位置づけたということは、自治体の本旨であります住民の福祉の増進という観点からも重要だと思っております。同時に、地方法人税の創設と拡大が矛盾することだということを裏づける重要な要素だと思っております。全体として開発のための財源確保を強調するような表現が控えられていることも評価したいと思っております。

問題だと思ふことも幾つかありまして、1つは地方消費税についてです。答申案が税収が安定的で、地方自治体の運営を支える自主財源としてふさわしい税、それから、地方自治体の自主財源として地方消費税を一段と拡充していくよう、国へ強く求めていく必要があるとしているのですけれども、これは削除を求めたいと思います。消費税の致命的な欠陥が逆進性であるということは皆さん御承知のとおりで、消費税増税が政府の想定外の景気悪化を引き起こして、2度にわたって増税が先送りになった事態、これは消費税頼みでは社会保障の拡充も、財

政健全化の展望も開けないことをはっきりさせたのではないのでしょうか。消費税頼みの路線ときっぱり決別することこそ求められていると思っています。税の原則であります応能負担を、やはり都民の立場にしっかりと立って、東京都こそ貫くべきだと思っています。

もう一つ意見を述べておきたいのが、外形標準課税についてです。答申（案）では外形標準課税の外形割合が拡大され、今年度、税制改正において8分の5となって、これによって法人実効税率20%台が達成されたと述べて、外形標準課税は税収の安定に寄与している。こうなっています。中小法人の負担には十分配慮する必要があるということは答申（案）は述べておりますけれども、政府は拡大する方向にあります。

総務省が今年度の外形標準課税の拡大による負担の変化についての試算を明らかにしておりますけれども、資本金1億から10億円の中堅企業の場合、赤字である4,800社が平均300万円の負担増となり、所得1億円以下の6,000社も平均300万円の負担増になります。一方、資本金10億円超、所得1億円超の大企業は平均6,700万円の増税となることが明らかになりました。赤字やもうけの少ない中堅企業を軒並み負担増にする一方、内部留保をため続けている一部の大企業に減税を集中させるものと言わなければならないのではないかと考えています。外形標準課税の拡大には反対することを求めたいと思います。

外形標準課税の拡大についても一つ指摘しなければならないことは、外形標準課税が給与総額も課税対象にしていることです。外形標準課税が拡大すれば、税負担を避けるために派遣だとか請負への置きかえが進むのはこの間の経験でも明らかです。雇用対策にも逆行しかねないと思っています。

最後に、今もありましたけれども、自動車関連税だとか環境税についてですが、答申（案）に述べているように道路の整備維持のための財源から環境保全、温暖化のための財源へと転換させて、環境保全へのインセンティブが働く方向へと充実させ、財源確保していくことが大切だと思っています。特に温対税の引き上げの提案は歓迎です。営業用自動車や軽自動車への負担増については、生活と営業への影響から慎重な検討が必要だと思っています。森林環境税については、個人住民税の均等割のような人頭税的な方法ではなくて、CO₂の排出者責任に応じて負担するなどの方向への工夫が求められると思っています。

答申を読ませていただいた意見です。

以上です。

【〇〇会長】 ありがとうございます。

ただいま地方消費税の引き上げに関する論点、それから、外形標準課税の拡大に関しての論点、車体課税、それから森林資源、環境税に関して均等割を使うことについての問題。問題点としては4つの御指摘をいただきました。地方法人税の復元、東京の財政需要については評価するという御発言でございます。

この点につきまして何か御発言がございましたら。自動車の観点と森林に関して何かございませんか。

【〇〇小委員長】 自動車の点、車体課税に関しては基本的に方向性についてはお認めいただいたということで、森林に関してはどういう課税形態が国の案としてあるのかはわからないのですが、可能性としては同じように住民税の均等割のような形で拡大して上乗せという形も考えられるところではありますので、CO₂の排出者責任に応じてもし温暖化対策なのだとなれば、そういうことが1つの論理としてあります。

ただ、それをどういう形で具体化するのかという点にはありますけれども、温暖化対策ということであれば、それに伴ってCO₂の排出者責任ではないかというのは全くそのとおりに思います。ただ、これを今、導入されている温対税から充てるということだとすると、なかなか難しいのは、温対税の導入経緯から言いますと、産業界の方々からは、それを温暖化対策の補助金として1対1で目的税化はしていないのですけれども、補助金に充てるんだ。それを森林環境税のような形で森林のほうに持っていくことになることについては、絶対に反対するということでありまして、数年間の過去の議論の経緯がございまして、結局、温対税の税収を森林に充てることについては国のレベルでは断念をされていますので、そこから出てきた議論ということもあり、そういうことで

1つ排出者責任の制度化という点については、別途検討が必要だろうなと思っておりました。

以上でございます。

【〇〇会長】 それから、地方消費税についてでございます。地方消費税といいますが、消費税全体につきましては、恐らくいろいろな御主張があることはよく存じておまして、どういう答申を書いても必ず異論が出ることは当然予想されるわけでございます。

この答申案は、〇〇小委員長のもとで小委員会のメンバーが議論を重ねてきたものでございまして、その中身につきましてはこの内容、表現で一致しているところでございます。私としては、小委員会のメンバーは研究者あるいは実務家の立場で論じておまして、もちろんいろいろな各政党の御主張はあると存じておりますが、それを反映しているわけではございません。むしろ学会からの意見といいますが、そういうことでまとめているつもりでございます。私の責任でまとめておりますので、それを御理解いただければと考えております。もちろん逆進性対策についていろいろなものがあることも、この答申（案）の中には書かれておりますので、そういうことを御理解いただけると私は考えております。

外形標準課税も実は同じことございまして、これについては学会でもいろいろ意見はあるのですが、地方財政の立場といいますが、リーマンショック以降の税収の変動なども考えて、法人の所得課税と、いわゆる付加価値割といいますが、そういった外形標準課税、どちらが地方財政にとって有利であるかということを考えつつ、こういう議論をしてきているわけです。もちろん法人全体の負担水準がどうかということは、これは地方税だけというよりも国税に引っ張られるようなところがございまして、そちらの問題かなと考えているのですけれども、全体として外形標準課税のほうが地方税には適しているのではないかと、ここでは書かせていただいております。

ただし、もちろん今、御発言がございましたとおり中小法人に対する扱いといいますが、それについては小委員会の中でもいろいろ議論がありまして、いろいろ議論をした結果、こういう表現になったという経緯があります。最初からこう書いたというわけではないのですけれども、そういうところはございます。そういう御理解をいただければと私としては考えております。

〇〇特別委員、どうぞ。

【〇〇特別委員】 私からは3点お伺いをしたり、また、御要望を申し上げたいのですが、1つは課税自主権との関係で、大きな視点からすると、地方税法に対して東京都の税調として物申していったほうがいいのだと私は思っているのです。地方税法というのはなかなか変わらないのだと思いますが、私は常々法定税と法定外税の関係の中で、法定税で地方がとらなければいけないとされている税と法定外税との関係の中で言えば、例えばオリンピックで今度ゴルフが競技になるのですけれども、ゴルフ場利用税なんかは法定税でとらなければいけない税になっているわけです。東京はそんなたくさんゴルフ場があるわけではありませんし、ましてやスポーツに税金をかけるというのはどうなんだという議論は前々からあって、こうした考え方からすると、法定税ではなくて法定外税にさせていただいて、選択ができるということが地方の課税自主権としては大事なのではないかと思います。ですから、この地方税法全体を見ていく中で、課税自主権と地方税法の関係というものをぜひ一度、検討の俎上に上げていただきたいと思っています。これが第1点。

2点目は前回も申し上げましたけれども、障害者に対する自動車税の減免の話を見せていただきました。これは障害者の問題だけではなくて、都政の政策としてどこに焦点、スポットを当てていくのかということと絡んでくる話だと思います。先ほどオリンピックの話をしたので、今度はパラリンピックですけれども、世界で初めて2度目のパラリンピックをするのが、この東京という都市であります。ですからパラリンピックという観点を考えても、障害者に対する一億総活躍という考え方もありますし、障害者に対する税制のあり方というものを前回、そういう話をしたのですが、この答申の中には入れ込みが弱いのかなと思っていますので、項目をぜひ起

こしていただいて、障害者に対する税のあり方あるいは福祉全体でも結構なのですが、そういう視点でこの答申の中に盛り込めないのだろうかというのが2点目でございます。

3点目は、今回の答申の資料1の説明にあった中で、3ページの個人所得課税の一番最後のところに、所得控除と税額控除の話が出ております。高所得者ほど控除額が大きくなる現行の所得控除を再編するとともに、税額控除を積極的に導入すべき。これは考え方としてはわからないではないのですが、個人所得課税のところだけで言えばこれでいいのかもしれないのですが、全体として全てとは言わないですけれども、いわゆる社会保障負担と言うのでしょうか。例えば全てにおいてほぼ累進課税方式がとられていますから、所得全体を落としていただくことは、ある意味で必要な措置なのだろうと思うのです。例えば個人の所得税だけではなくて健康保険もそうですし、あるいは保育料まで今、累進課税方式になっているわけです。ですから1つのところで税額控除で返していくという考え方と、所得全体を落としていくという考え方は同時にやっていくべきだと思うし、むしろ所得控除を再編することと、今回、言われている税額控除を積極的に導入すべきだということが、これからの社会においてどういう考え方でこの答申の中に書かれたのかなということを、ぜひ聞かせていただけないでしょうか。

以上でございます。

【〇〇会長】 ありがとうございます。3点ございました。

まず地方税法において法定税の中に、要するに普通の法定税と法定の任意税というものがあるわけです。例えば都市計画税はかける団体とかけない団体があるということでございますし、そういった任意性を持っているものと、義務といいますか、必ずかけなければいけないものに分かれています。そういったところの切り分けについてどう考えたらいいか。課税自主権を考えた場合です。特定の税目の話は措いておきまして、いわゆる総論的な話として、地方税法という枠をどう考えたらいいのかという課題は確かにあるかと思えます。

ここではそういう議論はまだやっておりませんので、ここには書いていないわけですが、地方税法の枠を課税自主権との関連でどこまで緩和していくかということについての議論が必要ではないかという御意見かと思えますので、その点は次年度、議論させていただきたいと思えます。

2点目の障害者の社会参加促進関連ということでございます。これも確かに第1回の総会で自動車税の減免措置についての御指摘をいただきました。これについて資料を取り寄せて、小委員会でも御紹介して議論したのですが、今回の答申で書き込みが不十分であるという御指摘かと思えます。恐らくこの関連ということになりますと、例えば今パラリンピックという御発言がございました。オリンピック・パラリンピックに触れたところは、答申(案)本文の76ページの下から3行目から東京2020大会を起爆剤としてというポツがございます。ここには大会を成功に導くことで、日本経済活性化や被災地復興の後押しと書かれていますが、もちろん大会はオリンピック・パラリンピック両方なわけでございます。いわゆる被災地五輪という議論もなされておりますけれども、この箇所は今お話がございました障害者の社会参加促進ということも含めて書いたらどうか。お話を伺いながら思ったわけでございます。そういう形で、これについては文章を私のところで考えさせていただきたいと思えます。

3点目、所得控除から税額控除への転換について、より広い視点から考えた場合に所得控除と分けなくて考えたほうがよい部分があるのではないかという御指摘かと思えます。これも学会でいろいろ意見のあるところで、所得を落としてやるというやり方と、最後に税額控除のところやったほうが所得再分配上いいのだという議論が両方あって、今回、恐らく国の政府税調でもこの議論がなされていると聞いております。それを踏まえつつ答申(案)では書いているのですが、ただいま指摘していただいた点についてどう考えたらいいのか、今ここで何らかの修正をするというよりは問題提起をいただいたということなので、これは次回、どう考えたらいいかということをお考えさせていただきたいと思えます。

続いて、〇〇特別委員、どうぞ。

【〇〇特別委員】 ありがとうございます。よくまとまっていると思いました。これを読ませていただいて、本当に一生懸命努力されたんだなということを感じさせていただきました。その中で税制改革の視点というのが非常に今の日本の国、特に首都東京の置かれている状況を物すごく端的にあらわしており、よくここまでまとめられたなということを実際に読ませていただいて感じさせていただきました。

そういう中で、多分この税制改革の視点というのは非常に大事になってくるんだなという観点から、次の方向性そして東京都の税制を活用した課題解決のあり方も読ませていただいたのですが、冒頭きちんと人口減少社会という社会構造を捉えながら、その中でこれを維持していくための合計特殊出生率という大きな課題を捉えられています。東京は特に世界に類を見ない少子高齢化社会を迎える。そういう中で具体的に、例えば国立社会保障・人口問題研究所の調査を取り上げられて、理想とする子供の数を実現できない理由として最も多い回答がここに書かれていますのですけれども、それが子育てや教育にお金がかかり過ぎるという、こういうことを約6割の人が理由として挙げられている。特に30歳未満の若い世代では83%になっているということを取り上げられて、この視点の締めくくりで、こういった課題に対する税制の果たす役割ということで、まとめられています。ここに「例えば」という文言で始まるのですが、14ページです。「産業振興支援のための税制上の措置、若年者や障害者の雇用創出、子育て支援に積極的に取り組む企業等に対する税制上の措置などを効果的に活用することが考えられる」ということを視点の最後で例示で出すことは、こういうことが考えられていくのだろうなと思いました。

その上で次の展開を見ていったのですけれども、確かに国の若年層や子育て世帯への税制上の取り組みは、国の取り組みとしては39～41ページに記載をされております。これはどちらかというと所得税の観点からということで記載されています。一番最後に東京の課税自主権を活用した政策支援のあり方というところを読ませていただいたときに、現行こうやっていますよということは記載されているのですけれども、最初の視点でこういう取り組みが考えられるということが、この答申（案）の中に、私の読み込みが足りないのかもしれないのですけれども、具体的に記載されているところがあまりないなど。

そこで具体的に冒頭この視点で取り上げられた3つありますね。産業振興のための税制上の措置、そして若年者や障害者の先ほど〇〇特別委員もおっしゃっていました障害者の雇用創出の視点。さらには子育て支援に積極的に取り組む企業等に対する税制上の措置。ここで挙げられて、その後どういう議論をされて、あえて最後の東京都の取り組みのところに記載されていない理由。もし議論されてきたのだけれども、こういう議論でまとまらなかったらまとまらなかったでも結構なのですが、そういうところも教えていただいて、できれば具体的にどういう意見があったのかということをもっとここで教えていただきたい。非常に興味を持って読んでいたものですから、最後そこがなかったものでどうなのかなというのが非常に残念だなと思いました。

それから、これは教えていただければありがたいのですが、先ほどから出ています外形標準課税。これは今、中小企業をある意味で資本金1億円以下のところを対象外法人にしているということで守っていただいているわけなのですけれども、最後にこれもつけ加えて書かれたのかもしれませんが、中小法人の定義については、資本金以外の指標を組み合わせることによって、法人の規模や活動実態を的確にあらわす基準として見直すことも考えるべきであるとの意見があったとあるのですけれども、これはかなり踏み込んだ話だなと思いました。別にこれをやれとは書いていないので、意見があったと書いてあるので、これは意見としてどういう指標を考えられていたのかなというのを教えていただければと思います。2点お願いしたいと思います。

【〇〇小委員長】 〇〇特別委員の御指摘ありがとうございます。お答えを私からさせていただきたいと思えます。

その前に〇〇特別委員からの先ほどの話を少し触れさせていただいていいですか。控除問題というのはちょう

ど今、政府税制調査会でもまさに配偶者控除をどうするかということとの関係でも議論をされているところでして、今年度は非常に配偶者控除の問題をどうするか非常にメディアをにぎわしているところです。背景には、同じようにこれまで所得控除でやってきたものを税額控除に切りかえていくべきではないか。そのうちの一环として配偶者控除の問題も取り扱われて、働き方改革の一環で非常に関連が深いということもあり、本年度は特に配偶者控除の問題をというふうになっておりますが、税制調査会の議論としては、配偶者控除だけではなくて他の控除についても所得控除から税額控除に切りかえていくべきではないかという議論があつて、税制調査会のメンバーの全体のほぼ合意事項となっているということもございます。

なぜかということなのですが、課税すべきでない所得部分、つまり支出、いろいろな生活に必要な経費が発生していて、そういう所得部分が存在することについては広く合意があります。ただ、それを所得の控除でいくのか税額控除でいくのかということを考えてときに、所得税の過去10年から20年ぐらいの変化を考えますと、所得再分配機能の低下と税収調達力の低下ということで我々は危機感を持っておりまして、先進国と比較しましても日本の所得税収の比率といえますか、重みというものが低いのです。十分税収が上げられていない。それから、いろいろな統計でも明らかになっているのですが、所得税をかける前と後でほとんど所得再分配が改善されていない。つまり税制の重要な機能である所得再分配効果が発揮できていない構造になっている。背景に税率の構造が前はかなり高度成長期から70年代ぐらいは累進的だったのですけれども、どんどんそれがフラット化していった、これは日本だけではなくて世界的な傾向なのですが、その中で税収も下がり、所得再分配機能も落ちてきたということがあります。

そこでこのグローバル化の時代に、もう一回こういう累進構造にさすがにできない中で、でも実質的に再分配機能を強めながら税収も確保させていただくというふうになると、実は一番1つのいい方向と言ったら変ですけども、所得控除を税額控除に切りかえることで、特にそういう経費部分についてちゃんと税制上見ていくという目的を果たしながら、しかし、総体的に高額所得者の方に重めの負担になっていくのですけれども、そういう形で税制を変えていくというような方法が一番いいのではないかという最大公約数的な意見がございまして、それに沿って地方税も同じような考え方でいくべきではないかというのが背景でございます。

一方で、〇〇特別委員、この問題については所得控除でいくべきではないかというお考えがぜひございましたら、御意見をいただければと思います。

〇〇特別委員から御指摘いただいた、そうですね。大変丁寧に読んでいただいてうれしかったですけれども、具体的に3つ挙げているということを私も思わず忘れていたのですが、確かに3つ具体論が書かれておりまして、自分で問いを立てておきながら回答していないのではないかと御指摘で、そのとおりなのですが、実はこれの最後の東京都の課題、税収の課題の答申（案）でいきますと75ページになるのですが、「都の重要政策を支える税制の役割」というタイトルがついていまして、最初に書いてあるところは課税自主権の活用の背景。ここは〇〇特別委員からもございました課税自主権との関係でかわる点なのですけれども、同時に次の76ページに入りまして課税自主権を活用した政策支援のあり方、そして次の77ページ、税制活用に当たり留意すべき点と書かれているこのあたりが具体的にお答えになっていないのですが、一応それに相当するところになります。

結論を言いますと、実はあまり議論をしていないのです。今回はそういう意味では答申（案）の非常に重要でページ数を割いている所得課税とか法人課税、ふるさと納税、環境について議論をしまして、この政策支援のための税制については来年度に課題で、今回は頭出しとしてこういうことがこれから重要ですよ。一方で税制上の論理もありますし、政策税制を強めていくということは、一歩間違えると不公平税制に拍車をかけてしまうことにもなります。それから、税収も減るといふことも含めてどれだけ政策効果があるのかとか、都の政策上の重要度とか、税収は減らないかどうかとか、そういうことを総合的に勘案しまして検討を進めてまいりたい

というのが76～78ページに書かれていることでありまして、そういう意味では先生からいただいた宿題は来年度にまたということになります。

最後に外形標準課税ですけれども、これは議論のあるところで委員の皆様、小委員会で議論された皆様から補足があれば言っていただきたいのですが、資本金が1億円ということで来たのですけれども、ここは本当に中小企業の定義としてふさわしいかどうかという議論が背景にありまして、多分1億円以上は中小企業とは呼ばないという意味では最低限あると思うのですが、一方で1億円未満の資本金でも結構売り上げの大きな企業とかあると思うのです。ですので例えばですけれども、売り上げとか、1つだけではなくて複数の手法を入れることも当然考えられると思うのです。これもやはり政府税制調査会でも議論がございまして、今、例えば資本金1円でも起業できることもありまして、資本金というものが持つ意味、中小企業をしっかりと定義して外形課税対象から外したいというのはもちろんあります。ありますけれども、本当にしっかりと中小企業を捉えられているか。本来課税すべき人たちを逃していないかという問題意識はありまして、何が一番ベストかという議論までは行っていないのですけれども、例えばこういうものがあるなというのはさらっと議論いたしました。例えば売り上げとかあるのではないのでしょうか。とりあえずそこぐらいまでです。

【〇〇会長】 ただいま〇〇小委員長から説明したとおりなのですが、いわゆる政策税制につきましては確かに今、現時点で例えば東京都の各部局でどういう政策要望といいますか、新しい政策をつくってほしいという要望があるかということについて、小委員会で御紹介をいただいて議論しております。ただ、それは先ほども申し上げたとおり、我々は東京都の職員ではございません。何かを応援する立場にあるわけではないので、具体的な措置についてこれをやりましょうというふうに言い出すというのは大変なことでございます。むしろここで総論的なことは言っているけれども、各論的なことが足りないではないと言われるのは確かにそのとおりだと思いますし、あまり踏み込むのが都税調の答申としていいのかということもある、というも御理解いただきたいと考えております。といいましても今、〇〇小委員長から御発言いただきましたとおり、どこまでできるのかということはまた考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員は何かございますでしょうか。

【〇〇委員】 特にございませんけれども、先ほどのふるさと納税の関係で東京都の中のことがありまして、今日は〇〇町村会長さんは欠席でございますが、東京都を1つにしたとき、羽村市でもいろいろな議論があるので、まとめていく方は大変だなと思いますが、ただ、税制なのか政策的な意味で歳入のほうに国家的なものを取り入れてしまうと、制度そのものとか抜本的なところよりも現実的な動きが先行しているところがあります。特に島嶼の部分になりますと歳入の根源に使うということもあります。国分寺あたりでもいろいろな形で、市の中でもそれぞれ温度差があります。都税調の議論を聞きながら、1つにまとめていくのは大変かなと思いますが、制度としてきちんとした横串をさしていただいた上で、それぞれの自治体が応用する範囲を広げていく形ものが出来ればと、感想を持たせていただきました。その他につきましては大変貴重な御意見を聞かせていただいて、この答申（案）につきましては原則としてすばらしいものであろうと評価をしております。

以上でございます。

【〇〇会長】 ありがとうございます。

〇〇副会長から何かございますでしょうか。

【〇〇副会長】 委員の先生方の御努力、小委員長のもとでおまとめいただいて大変よくできていると思っています。本当に御苦労に感謝いたします。

ただ、いつも最後の仕上げで特別委員の先生方からいろいろ御意見が出て、それを大変この答申の中に追加という形で盛り込んでいただいているわけでございますが、会長にお願いしたいのですけれども、そんなにいろいろ先生方から見ても我々の検討した課題とこういうところが合っている、こういうところが外しているという

ころがあると思うので、そういうことも含めて諮問に対する答申という形でまとめていただいて、先ほど会長がちょっとまとめていただきましたが、そういう形で処理していただいたらいいのではないかと考えております。

ただ1つ、〇〇特別委員、〇〇特別委員からも少しお話がございましたが、今、我々は世界で一番の東京を目指して頑張っているわけがございます。世界で一番の東京というのは、都市の規模とかまちづくりとかそういうものが主体ではなく、いろいろ各方面からその都市の力がどのぐらいの世界の中で順番かなということが表示されているわけがございますけれども、それは専門のそういう調査機関の形によって多少は違うかもしれませんが、そういう中で環境と福祉というのが大きな1つの視点になっているわけございまして、環境については記述があったけれども、福祉の点で例えば障害者のいわゆる税制対応に対してもう少し記述を強めていただいたほうがいいのではないかと。支援をしようとする者に対する配慮をした税制の実現に向けてという記述はありますけれども、環境というふうに項目を起こすなら福祉という面も一緒に並列していただいたほうがいいかなと、このように思っております。

要は地方自治体で唯一税制調査会を持っているこの自治体のいわゆる意義として、それだけ配慮した答申を出していただいたことに対してうれしく思うわけでありまして、だんだんそういう内容も積み重ねてよくなっているのではないかと感じておりますので、ありがたいと思います。

以上でございます。

【〇〇会長】 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。〇〇特別委員、どうぞ。

【〇〇特別委員】 意見だけ。先ほど消費税の問題と外形標準課税の問題がありましたけれども、東京都税制調査会というのは、都民の立場に立って議論するというのが重要だと思っています。消費税に逆進性があるとか、応能負担の原則は消費税も外形標準課税も違うわけですので、徴収する側は不況でも赤字があっても外形標準課税は徴収できますから、それは安定と言うのかもしれませんが、やはり都民の暮らしとか中小企業の仕事がかちんと行くようにという立場で議論していただきたいと思っています。中小企業に関しては配慮が必要だということでは一致していると思いますので、それだけです。

以上です。

【〇〇会長】 ありがとうございます。

先ほどお話ししましたとおり、それぞれ御主張があることはわかっております。もちろん東京都税調は答申を出すわけでございますが、当然この議事録も全部公開しておりますので、それぞれの御主張があるということが公になっていることは明らかでございます。ということで、私としては小委員会で作られてきました答申(案)の大枠を変えることはしたくないと考えておりますので、それについてこの総会の場でいろいろな意見が出されたことをここでは確認したいと思っておりますが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

【〇〇会長】 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議はこれまでとさせていただきます。本日、皆様からいただいた御意見を踏まえて、事務局の協力を得ながら私のところで早急に答申の最終案を作成いたします。それを次回の調査会に提出させていただきます。

なお、現在消費税の税率を国・地方合わせて10%の引き上げ時期を再延期する法案というものが実は今、国会で審議中でございます。それに合わせていつ決まるのかよくわからないのですが、それに合わせて次回の調査会の時点の状況を踏まえて、この文言について調整をさせていただきたいと思っております。その点は私にお任せさせていただきたいと思っております。

では、以上をもちまして第2回「東京都税制調査会」を終了させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

— 了 —